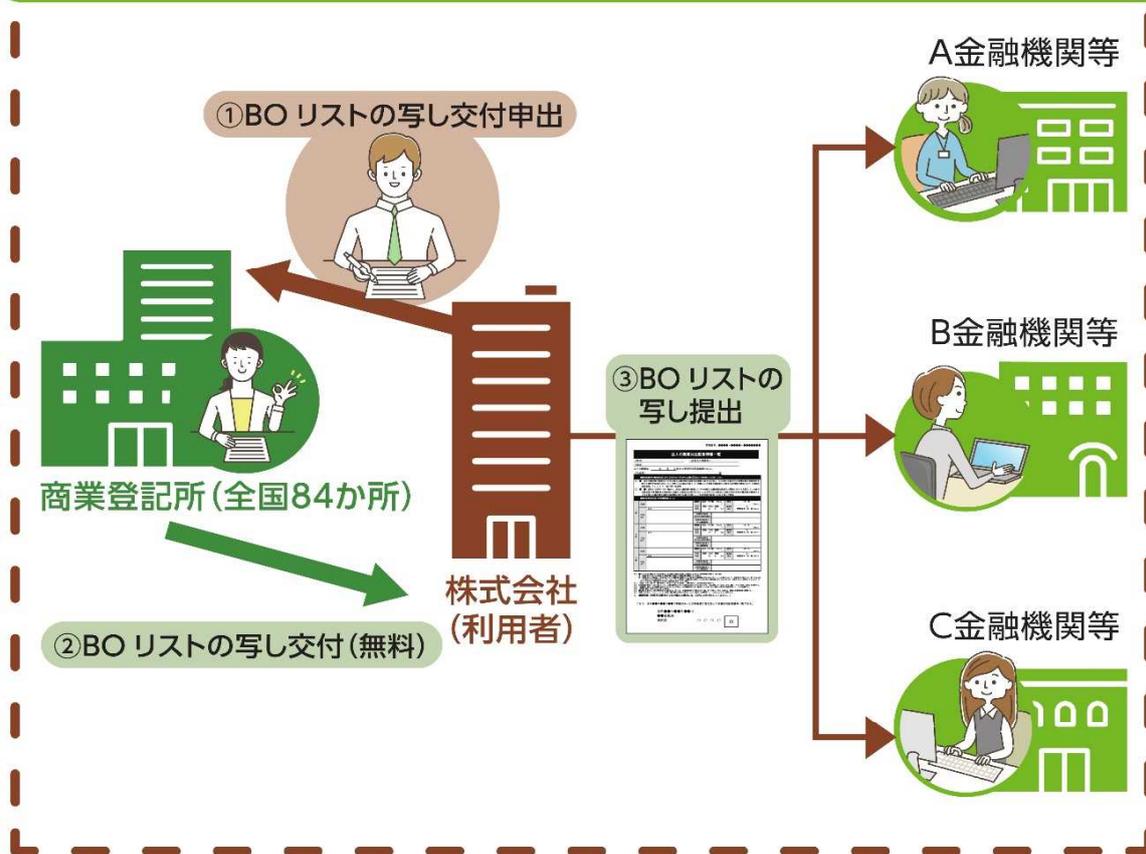


実質的支配者リスト制度

株式会社の申出により、商業登記所が、当該株式会社が作成した実質的支配者リスト(※)について、所定の添付書面により内容を確認して、その写しを発行する制度が始まります。

(※)実質的支配者リストとは、実質的支配者(Beneficial Owner。以下「BO」といいます。)について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面をいいます。

制度の概要



令和4年1月31日開始

法務省民事局 (詳しくは法務省のホームページへ)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html



制度の概要についての動画はこちらを御覧ください。→

広島法務局
YouTubeチャンネル

実質的支配者リスト制度に関するお問い合わせ

広島法務局登記手続案内 (予約制) ☎082-228-5206

平日9時~12時、13時~16時

広島法務局法人登記部門